

公布された規則のあらまし

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第 38 号）

- 1 政策部に調整監を置くことができることとした。（第 23 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 29 年 10 月 6 日から施行することとした。